

第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和2年6月17日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和2年6月17日(水曜日)

午前9時57分開議
午前11時07分休憩
午前11時10分開議
午前11時28分休憩
午前11時31分開議
午前11時44分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補
正予算(第4号)

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第13号 熊本県義務教育諸学校等の教
育職員の給与等に関する特別措置条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県立学校条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第15号 熊本県警察の職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第18号 工事請負契約の締結について

議案第21号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第1号 令和元年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についての
うち

報告第4号 令和元年度熊本県一般会計事
故繰越し繰越計算書の報告についての
うち

報告第12号 専決処分の報告について

報告第14号 家庭教育支援の推進に関する
施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

出席委員(8人)

委員長 橋 口 海 平
副委員長 岩 本 浩 治
委員 溝 口 幸 治
委員 高 野 洋 介
委員 西 山 宗 孝
委員 松 野 明 美
委員 本 田 雄 三
委員 坂 梨 剛 昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古 閑 陽 一
教育理事 國 武 慎一郎
教育総務局長 西 尾 浩 明
県立学校教育局長 牛 田 卓 也
市町村教育局長 川 並 満 徳
教育政策課長 井 藤 和 哉
学校人事課長 磯 谷 重 和
文化課長 中 村 誠 希
施設課長 川 元 敦 司
高校教育課長 岩 本 修 一
特別支援教育課長 牛 野 忠 男
学校安全・安心推進課長 重 岡 忠 希
体育保健課長 平 江 公 一
義務教育課長 竹 中 千 尋
社会教育課長 須 惠 勝 幸
人権同和教育課長 井 上 大 介

警察本部

本部長 小 山 巖
警務部長 植 田 有 佐
生活安全部長 吉 田 至
刑事部長 熊 川 誠 吾
交通部長 平 良 俊 司

警備部長 中 村 勇 一
首席監察官 林 秀 典
参事官兼警務課長 濱 田 聡 朗
参事官兼会計課長 原 田 聖 哉

参事官
兼生活安全企画課長 徳 本 和 浩
参事官兼刑事企画課長 田 中 淳一郎
参事官兼交通企画課長 平 木 敏 史
参事官兼警備第一課長 春 日 克 友
理事官兼総務課長 井 野 新 輝
理事官兼交通規制課長 寺 本 和 宏

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり
政務調査課主幹 小 田 裕 一

午前9時57分開議

○橋口海平委員長 ただいまから第3回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本日は、執行部全員が出席する初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いし、その後、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本県議会でも、密閉、密集、密接の3つの密を避ける取組を行っているところでありますので、教育委員会と警察本部の出席を分けて、幹部職員の自己紹介と議案に関する説明を求めることとしました。

まず、教育委員会から、幹部職員の自己紹介と議案の審査を行い、休憩を挟みまして、警察本部から、幹部職員の自己紹介と議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、教育委員会幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、本日出席の課長以上について、自席からお願いします。また、その他の幹部職員については、お手元にお配りし

てあります説明資料の中の幹部職員名簿により紹介に代えたいと思います。

それでは、教育委員会、古閑教育長から順にお願いいたします。

（教育長、理事～人権同和教育課長の順に自己紹介）

○橋口海平委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、古閑教育長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 橋口委員長、岩本副委員長をはじめ各委員におかれましては、この1年間、本県の教育行政につきまして、御指導、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、先日行いました個人情報紛失に係る懲戒処分につきまして、関係する生徒及び保護者の方々に対しまして、改めておわびを申し上げます。

県教育委員会としましては、教職員一人一人が大切な個人情報を預かっているという自覚を強く持つよう、学校における情報管理の一層の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

それでは、着座にて失礼します。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の対応状況であります。

県内の公立学校につきましては、3月以降、臨時休業等により感染防止に取り組んで

まいりましたが、県内の感染状況等を踏まえ、6月1日から通常登校により教育活動を再開しております。

当分の間は、常に再流行のリスクが存在するという認識に立ち、文部科学省の衛生管理マニュアルや県独自の学校再開ガイドラインを基に、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させながら、感染症対策と教育活動の両立を図ってまいります。

あわせて、これまでの臨時休業に伴う学習の遅れへの対応、児童生徒等の心のケアなどに取り組むとともに、第2波、第3波に備え、学習支援の在り方の研究や充実、教育の情報化の推進等を図ってまいります。

それでは、今回提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明をいたします。

まず、6月補正予算ですが、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業など、1億847万円余の増額補正をお願いしております。

補正予算の主な内容としましては、まず、県立学校のうち、先行実践校への1人1台のパソコン端末整備や障害のある生徒に必要な入出力支援装置の導入により、個別最適化された学びの提供及び非常時における学習機会の確保に取り組みます。

また、県立学校へのマスクや消毒液等の配備や臨時休業による未指導授業分の補習のための学習指導員を追加配置する市町村への補助等により、感染症対策と教育活動の両立を図ってまいります。

このほか、債務負担行為15億1,639万円余の増額変更、5月専決予算2,384万円余の承認をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、議案第13号、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について外1件の条例改正、さらに事故に関しての専決処分報告及び承認

について提案しております。

また、報告関係につきましては、令和元年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告外2件について御報告をさせていただきます。

以上が今議会に提案申し上げます議案等の概要であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、令和2年度6月補正予算等と書かれた資料を御覧ください。

同資料の2ページをお願いいたします。

6月補正予算について御説明をさせていただきます。

事務局費としまして、3,229万2,000円を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

1の事務局運営費等の(1)熊本県教育情報化推進事業でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業であり、ICT環境の実現に向けて、県立学校の3校に1校程度に学習用及び教師用パソコン端末、電子黒板などの大型提示装置の整備等を行うものです。

この事業につきましては、次の3ページと4ページで背景等を御説明させていただきます。

まず、3ページを御覧ください。

ICTを取り巻く国の動向ですが、令和元年6月に学校教育の情報化の推進に関する法律が施行され、令和2年4月には、今回の新型コロナウイルス対策に向けた国の緊急経済対策により、義務教育課程においては、令和

2年度中、今年度中に1人1台端末の整備が進められる予定となっております。

参考として、国の財政支援措置の状況を記載しております。

まず、校内ネットワーク、学校内の通信ネットワークの整備に関しては、小中高いずれも2分の1の国庫補助があります。

また、端末、パソコンに関し、小中学校の場合には、1人1台端末の整備に必要な財政措置がなされておりますが、高校に関しては、3人に1人分程度、3分の1の地方財政措置が講じられているのみという状況でございます。

次に、本県の知事マニフェストでは、市町村とともに、児童生徒1人にパソコン1台を整備することとしております。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページ、資料上段の枠囲みにありますように、令和4年度から実施される高等学校の新学習指導要領では、情報活用能力が全ての学習基盤というふうに位置づけられております。

このため、本県としましても、将来的な1人1台端末の整備に向けて、国の地方財政措置を最大限に活用し、令和2年度から、県立学校の3校に1校程度を先行実践校として選定いたしまして、1人1台端末を整備することとし、補正予算に計上させていただいております。加えて、今回、6月補正でお願いすることにより、早ければ来年1月には端末等を導入できる見込みです。

資料左下の本県の現状にも記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応として、今後想定される第2波、第3波などの臨時休業時に当該端末を貸し出すことにより、子供たちの学びの保障につなげていきたいというふうに考えております。

なお、先行実践校の選定に当たりましては、地域バランスあるいは大規模、小規模といった学校の規模、さらには農業、商業、工

業といった専門学科等を考慮した上で、ICT化、端末導入に積極的な高校に手を挙げてもらいながら準備を進めていくこととしております。

今回は、3校に1校というふうにしておりますが、全ての県立学校への1人1台端末の導入に向けましては、今後の国の財政支援の状況ですとか、あるいは県の財政状況、また、家庭の経済状況や学校への家庭負担、学校徴収金等の削減見直しの状況なども見極めながら、来年度以降、改めて議会のほうに提案をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、3,229万2,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の5ページ上段をお願いします。

美術館費でございますが、349万6,000円を計上しております。

右側の説明欄、1の展覧会事業費の(1)展覧会事業費でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業で、新型コロナウイルス感染症による展示室の貸し会場使用のキャンセルに伴う使用料返還に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額349万6,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の5ページ下段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、1,298万7,000円を計上しております。

右側の説明欄、1の学校教育指導費の(1)障がいのある児童生徒のためのICT活用環境整備事業でございますが、これは、新型コ

コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る国の令和2年度補正予算を活用する事業でございますが、視覚、聴覚、身体に障害のある児童生徒がパソコン端末を使用する際に、障害の程度や状態に応じて必要となる入出力支援装置の導入に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額1,298万7,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の6ページ上段をお願いします。

保健体育総務費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年経済対策分として、2,573万1,000円を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の学校保健給食振興費の(1)学校における感染症対策事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県立学校にマスクや消毒液等の保健衛生用品を配備するために要する経費を計上するものでございます。

説明資料の6ページ下段をお願いします。

体育振興費でございますが、71万8,000円を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の学校体育振興費の(1)中学校体育連盟育成事業でございますが、県中学校体育連盟が行う諸大会開催等への補助に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額2,644万9,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料7ページ上段をお願いいたします。

す。

教育指導費でございますが、3,305万2,000円を計上しております。

右側の説明欄、1の学校教育指導費の(1)英語教育改革推進事業でございますが、教員の英語指導力の向上を図るため、小中高の教員を対象とする公開授業、小学校英語専科教員の研修及び中学校英語担当教員への訪問指導の実施に要する経費を計上するものでございます。

次の(2)補習等のための支援員配置事業でございますが、こちらは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る事業でございます。

市町村が夏休み期間中に行う、臨時休業による未指導分の補習等のための学習支援員追加配置に伴う経費を補助するための経費を計上するものでございます。

以上、総額3,305万2,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の7ページ下段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、19万6,000円を計上しております。

右側説明欄、1の学校教育指導費の(1)人権教育研究推進事業でございますが、研究指定校に係る国庫委託金の内示増によるものでございます。

以上、総額19万6,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正について御説明いたし

ます。

先ほど補正予算で説明いたしました熊本県教育情報化推進事業に係る県立学校のICT環境の整備について、2件の債務負担行為の増額をお願いしております。

まず、上段の情報処理関連業務に係る債務負担行為でございますが、補正前の設定期間が令和3年度から4年度、限度額が813万6,000円、補正後の設定期間が令和3年度から7年度、限度額が2億2,957万4,000円で、2億2,143万8,000円の増額変更でございます。

これは、県立学校のICT環境整備に係るICT支援員の配置業務委託及び回線費等について、事業期間を学習用端末等のリース期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの60か月間確保するため、債務負担行為の設定期間及び限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、事務機器等賃借に係る債務負担行為でございますが、補正前の設定期間が令和3年度、限度額が1,182万2,000円、補正後の設定期間が令和3年度から7年度、限度額が13億677万8,000円で、12億9,495万6,000円の増額変更でございます。

これは、県立学校のICT環境整備に係る学習用端末等について、令和3年度から令和7年度までの60か月間リースを行うため、債務負担行為の設定期間及び限度額の変更をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

5月専決補正予算について御説明をします。

新型コロナウイルス感染症の緊急的な対応のため、5月20日に、知事専決にて特別支援

学校費2,384万9,000円を計上しております。

右側の説明欄、1の学校運営費の(1)特別支援学校通学バス感染症対策事業でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る国の令和2年度補正予算を活用する事業でございます。

特別支援学校の通学バスにおける過密乗車を避け、感染リスク低減を図るため、通学バス増便に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額2,384万9,000円の増額補正でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

教育総務費のうち、1段目の県立学校ICT環境整備事業費ですが、これは、県立学校の校内通信ネットワークの整備に関し、国の経済対策に係る補助金の交付決定までに日数を要し、年度内執行が困難となったため、6億3,048万3,000円を繰り越したものでございます。

また、2段目の教育センター施設整備事業費は、教育センターのトイレ改修を行うものですが、入札不調により年度内執行が困難となったため、3,303万6,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

1段目の社会教育費の美術館分館施設保全計画策定事業費でございますが、これは、美術館分館改修工事について、設計変更の不測の日数を要し、年度内執行が困難となった

め、4,003万3,032円を繰り越したものでございます。

次に、2段目の文化財保存整備事業費でございますが、これは、万田坑、川尻米蔵跡の保存整備に係る補助費について、工事施工の変更等に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、476万3,000円を繰り越したものでございます。

次に、3段目の装飾古墳館施設保全計画策定事業費でございますが、これは、装飾古墳館改修工事について、工事施工に伴う休館期間の調整により年度内執行が困難となったため、9,626万円を繰り越したものでございます。

次に、4段目の美術館本館施設改修事業費でございますが、これは、美術館本館改修工事について、設備更新の調整、検査に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、1億4,375万6,000円を繰り越したものでございます。

最後に、5段目の教育災害復旧費の文化財災害復旧費でございますが、これは、文化財の災害復旧について、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、1億1,816万3,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

1段目の高等学校費の高等学校校舎新・増築事業費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事について、第2期工事の設計に当たり、工法等の検討に時間を要し、年度内の執行が困難となったため、3,464万円を繰り越したものです。

次に、2段目の高等学校施設整備事業費ですが、これは、熊本北高校電気設備改修工事

ほか22件について、熊本地震の影響による入札の不調、不落や施工業者における人員不足等により、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、8億2,238万1,000円を繰り越したものでございます。

次に、3段目の県立学校防災機能強化事業費ですが、これは、御船高校体育館トイレ工事ほか2件について、熊本地震の影響による入札の不調、不落や施工業者における人員不足等により、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、4,400万円を繰り越したものでございます。

最後に、4段目の特別支援学校費の特別支援学校施設整備事業費ですが、これは、黒石原支援学校トイレ及び作法室改修工事ほか5件について、熊本地震の影響による入札の不調、不落や施工業者における人員不足等により、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、1億5,121万5,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の14ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

高等学校費の熊本工業高等学校実習棟整備事業費ですが、これは、熊本工業高校の実習棟改築工事の工期延長により、産業設備の移転、購入の年度内の執行が困難となったため、1億円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の14ページ中段をお願いします。

特別支援学校費の特別支援教育環境整備事業費でございますが、これは、仮称でございますが県南高等支援学校ほか3か所につきまして、熊本地震の影響による入札の不調、不落や施工業者における人員不足等により、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、10億3,701万2,273円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

同じく、資料14ページ下段をお願いします。

社会教育費の青少年教育施設管理運営費ですが、これは、あしきた青少年の家の機能保全工事に係るもので、設計変更等により年度内の執行が困難となったため、1億4,890万円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の15ページをお願いします。

事故繰越し繰越し計算書について御説明いたします。

教育災害復旧費の文化財災害復旧費でございますが、これは、木村家住宅主屋ほか8か所の未指定の歴史的建造物の災害復旧について、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工や設計に不測の日数を要したため、1億5,234万9,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

16ページをお願いします。

第13号議案として、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

次の17ページ、条例等議案関係(概要)に沿って御説明をいたします。

1の制度改廃の必要性についてですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等を図るため、関係規定を整備する必要があります。

2の内容についてですが、義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会は、当該教育委員会の定めるところにより、教育職員の業務量の適切な管理等の措置を講ずるものとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、下のほうに参考として、条例整備の経緯等をつけております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

第14号議案として、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

次の19ページの条例等議案関係(概要)に沿って御説明をいたします。

1の制度改廃の必要性ですが、県立特別支援学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要があります。

2の内容ですが、熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校及び熊本県立かもと稲田支援学校を

新設するものでございます。

この条例は、生徒募集等の開校に必要な準備を行うため、令和2年8月1日から施行としております。

なお、この校名は、公募の上、外部関係者を交えた校名案検討委員会で絞り込み、最終的に県教育委員会において校名案を決定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

樹木の管理瑕疵による事故に関する専決処分の報告及び承認についてでございます。

次の21ページの概要で御説明いたします。

本件事故は、令和2年1月27日に、菊池高等学校敷地と民有地との境界付近で発生しております。

事故の状況でございますが、5に記載のとおり、学校敷地内に自生していたムクノキの枝が伸びており、強風により隣家の住宅に当たり、1階のひさし部分にある瓦、屋根板、雨どいを破損させたものでございます。

適切な樹木管理を行っていれば事故を回避することができたものであり、県の過失割合を10割とし、損害額の全額に当たる6万5,934円を賠償額としております。

なお、今回の事故原因である樹木については、速やかに伐採するとともに、各学校に対し、樹木の管理を徹底するよう周知しております。

今後、同様の事故が起こらぬよう、引き続き、伐採や剪定等、適切な樹木管理を行ってまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の22ページをお願いします。

報告第14号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、今年度の家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、御報告するものです。

22ページから27ページに、今年度の関係各課の取組及び予算額等を一覧にしております。

主な内容につきましては、くまもと家庭教育支援条例の第12条から17条に規定されております家庭教育を支援するための6つの施策を柱に、令和元年度の取組と成果を含め、28ページからの条例等議案関係(概要)で御説明いたします。

では、28ページをお開きください。

一番上の議案番号の記載がある四角囲みの下を御覧ください。

推進体制ですが、条例施行の平成25年度にくまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、年2回会議を行っております。本年度は、5部局18課で構成されております。

それでは、まず令和元年度の主な取組と成果について御説明いたします。

昨年度は、5部局18課で75の施策に取り組みました。以下、各柱ごとに事業の取組の例を示しながら御説明いたします。

(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供につきましては、太字のところでございますが、社会教育課において、くまもと「親の学び」プログラムを活用した講座、これを親の学び講座と申しておりますけれども、この講座を県内2,624か所で開催し、9万3,003人の参加がありました。

(2)の親になるための学びの推進につきましては、認知症対策・地域ケア推進課において、認知症に関する知識や認知症の人への対応方法などを学ぶ認知症サポーター養成講座に取り組みました。

教育庁や私学振興課と協力して、各市町村

教育委員会や各私立学校へ働きかけを行い、小中高校で多数開催をいたしております。

(3)の人材養成につきましては、子ども未来課において、現任保育士等研修事業に取り組みました。

保育士の資質向上を目的とした保育課題別重点研修では、児童虐待防止研修、発達障害研修等を、キャリアアップ研修では、乳児保育研修、幼児教育研修等を行い、多くの保育士が参加しております。

29ページをお願いします。

(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、子ども家庭福祉課において、ひとり親家庭等学習支援・交流事業に取り組みました。

家庭の事情、不安や悩み等を抱えた学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、学びの場や安らぎの居場所を確保、提供する地域の学習教室を、熊本県ひとり親家庭福祉協議会等と連携して、32市町村で実施いたしました。

(5)の相談体制の整備及び充実につきましては、私学振興課において、熊本時習館特別支援相談員派遣事業に取り組みました。

発達障害に関する専門知識を有する特別支援相談員を私立中学・高校、専門学校に派遣し、熊本県発達障がい者支援センター等と連携し、研修会や電話相談、メール相談等を実施いたしました。

(6)の広報及び啓発につきましては、くらしの安全推進課において、家庭の日コンクールに取り組みました。

毎月第1日曜日の家庭の日を健全で明るい家庭づくり運動として展開するため、「家族で過ごした思い出」をテーマに、絵日記やフォト日記を募集し、多数の応募がありました。

次に、その下の四角枠内を御覧ください。

このようにそれぞれの施策を推進する中で、課題も明らかになってまいりました。

1つ目の丸のSNS等の安全利用について学ぶ機会の提供については、スマートフォンやSNSの利用が急速に低年齢化していることや今後情報端末を活用した取組が増加することが予想されることに対し、保護者に学ぶ機会や情報を提供する必要があるということでございます。

2つ目の丸の心のケアや不安感等の軽減のための相談体制の整備と充実につきましては、新型コロナウイルス感染症や拡大防止に伴う臨時休校等により、不安やストレス等を抱える児童生徒やその保護者に対して、心のケアを行う必要があるということでございます。

3つ目の丸の届ける家庭教育支援のための広報及び啓発の工夫については、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う措置により、イベントや研修の開催が難しい状況にあるため、家庭や地域のニーズを把握し、求められる情報を届けるために積極的に工夫する必要があるということでございます。

30ページをお願いします。

次に、令和2年度の主な施策について御説明いたします。

先ほどの推進上の課題を踏まえた3つの取組について、絞って御説明いたします。

1つ目の取組ですが、(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供にあります四角枠内を御覧ください。

先ほどの課題を踏まえましたSNS等の安全利用について学ぶ機会の提供を行うために、子供たちを取り巻く現状や必要なトラブルへの対処方法等を広く学校や家庭に周知する情報安全出前講座や、SNSに起因する児童の非行、犯罪被害防止に関する保護者向け啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」を活用しました肥後つ子をまもる保護者教室の開催に取り組んでまいります。

2つ目の取組についてですが、(5)の相談体制の整備及び充実にあります四角枠内を御

覧ください。

なお、四角枠は次の31ページになります。

先ほどの課題を踏まえ、心身のケアや不安感等の解消のための相談体制の整備と充実を行うために、新型コロナウイルス感染症や拡大防止に伴う臨時休校等により、心身のケアを必要とする児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業による相談体制の充実に取り組んでまいります。

3つ目の取組についてですが、(6)の広報、啓発にあります四角枠内を御覧ください。

先ほどの課題を踏まえ、届ける家庭教育支援のための広報及び啓発の工夫を行うために、家庭教育支援を必要とする子育て世代をターゲットに、ホームページやSNSを通して、現在の困り感等の軽減につながるコンテンツや情報の周知に取り組んでまいります。また、家庭や地域の求めを把握する工夫や県庁各課をはじめとする関係機関と連携した情報提供に取り組んでまいります。

以上とおり、本年度も、条例関係各課5部局18課で連携、協力して、家庭教育支援の推進に取り組んでまいります。

なお、32ページからは、令和元年度の取組の実績について、6枚おめくりいただいて、44ページからは、令和2年度の取組の計画について記載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○松野明美委員 担当課はちょっとよく分からないんですけども、5ページの下段のほうですね。

教育指導費で1,200万円計上してありますけれども、障害のある児童生徒のためのICT活用環境整備事業についてちょっとお尋ねしたいんですが、この視覚、聴覚、身体に障害のある児童生徒が、パソコン端末を使用する際に必要となる障害の程度や状態に応じて書いてありますけれども、これは、知的障害はどうなんですか。特別支援学校には知的障害のある生徒も多いと思うんですけども。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

今回の入出力支援装置というのは、GIGAスクール構想に基づいて、1人1台端末を、障害があることで、特に視覚障害、聴覚障害、肢体不自由に特化した形で導入するものでございます。

しかしながら、特別支援学校におきましては、ICTの機器が持っている、いわゆる視覚、聴覚にて訴えるすばらしい有効性があるものですから、以前から実は子供たちに授業等でしっかりと使っておりました。例えばの話、コミュニケーションが非常に、意思表示が苦手なお子さんが、画面の大好きな親御さんの写真を動かそうと、または大好きなキャラクターを動かそうということで、手元にあるキーボードを一生懸命動かす力を利用したり、そのためのスイッチ、そういった装置については、従来から知的の特別支援学校には既に導入をされておまして——しかしながら、台数が不足しているのも事実です。

ですので、従来から知的の特別支援学校にはあるんですけども、今回の施策について

は、知的以外ということで、1,200万には知的は含まれてないというようなことになっております。

以上でございます。

○松野明美委員 実は、知的障害の生徒さんが、ユーチューバーになるんじゃないのというぐらい、私もちょっとそういうパソコンとか苦手なんですけれども、非常にうまくて、趣味といますか、生きがいというか——趣味はとても大事ですから、その障害のある児童生徒さんの将来。そういうことで、非常にうまい、興味のある生徒さんがいらっしゃるので、ぜひ知的障害の生徒さんにも、早いうちにお願ひできればなと思います。

○牛野特別支援教育課長 松野委員御指摘のとおり、知的障害のお子さんにもしっかりと教育ができますように取り組んでまいります。ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介委員 2ページからの教育政策課さんにお尋ねしたいんですけども、これは、先ほど説明を受けましたけれども、このICTの環境整備というのは、基本的にノート型パソコンなのかタブレットなのかというのをまずお尋ねしたいんですけども。

○井藤教育政策課長 まず最初のパソコン端末の機器の御照介だと思っておりますけれども、それは、まだ具体的にどういう機器かという特定はないんですが、タブレット端末であれば、それにキーボードをつけると、あるいは通常の機器であれば、少し小型の開閉式の端末を一応準備したいというふうに思っています。

○高野洋介委員 市町村も、恐らく今議会で

1人1台のPC器具をやっていると思うんですけども、行政に聞くと、もう全国各地で今それをやっているんですね。だから、物が確保できないという声をよく聞くんですけども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○井藤教育政策課長 確かに、今全国で、特に小中学校については、もう令和2年度中に整備をするということで、非常に声が上がっているというような状況があって、確実に調達ができるかどうかというのは、正直言って今のところ不透明な状況であります。

ただ、一応、今回は国の補助ということで、1台4万5,000円ということで、国がメーカーのほうに働きかけてその端末の開発を要請しているということもあって、メーカー側でもその大量発注に向けた準備を今進めているというふうに伺っております。

○高野洋介委員 そこがまず一番大事ですよ。まず確保できないと、予算は通っても物が入ってこなかったら進まないですよ。プラスして、新型コロナの関係で導入するわけですから、今から第2波、第3波が来るときに、どういった活用をするかというのも非常に大切なことで、恐らく専門家は冬場に来るんじゃないかと言われておりますよね。それまでにきちんと整備をしとかないと、やる意味がないですよ。だから、そこをまずしっかりやらなければいけないのと、4ページの事業概要のところ、義務教育課程には全校導入と書いてありますけれども、恐らく県立中学校のことなのかなというふうに思いますけれども、そこを導入するということも書かれているわけで、その運用の仕方もこれからしっかりやらなければいけないというふうに思っています。

高森のほう、1人1台のタブレットを使って——ほかでもやっていますけれども、成

果が上がっているというふうに聞いております。ですから、これから先生方もしっかりと研究をしなければいけないというのがありますが、一番懸念するのは、工業系と農業系は除いて、今高校とかにパソコン室ってあるじゃないですか。だから、今あるパソコン室はどうなるのかとか、そういうのも多分諸課題が出てきますよね。今から導入するんだったら、今までのパソコンはもう使わないのかとかいうこともあるので、諸課題がいっぱい出てくると思います。そういう整理はどうされていますか。

○井藤教育政策課長 今回、一応1人1台端末の導入ということで考えておりますのが、基本的には、普通教室に導入して、生徒が授業の中でも日常的に端末を使うということを想定しております。

今委員御指摘のありました特別教室には、確かに備付けのパソコンが一応配備してあって、そこがその1人1台端末を導入することで代替できるものなのかどうなのか、その精査を今ちょっと、各学校も含めて、今中身の検討をしているところでございます。

○岩本高校教育課長 今職員の研修のことでお話いただきましたけれども、今回のICTの整備を受けまして、令和4年度から学習指導要領が改訂され、主体的、対話的で深い学びが求められる中、アクティブラーニング型学習に取り組み、情報活用能力が高められるよう、ICTを活用していくことが大切であるというふうに考えております。

教科の特性であったり、あるいは授業の内容にもよりますけれども、適切な方法で活用できますよう、各教科の教育課程研究協議会や教育センターとも連携を図りながら、教職員のICT活用のスキルの向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○高野洋介委員 最後に、教育長にお尋ねしたいんですけども、恐らく今回のこのICTの整備は、新型コロナウイルスの感染拡大時、家庭内でどういった学習をするかというような形での導入だというふうに私は認識をしています。

その中で、これから熊本がどういうふうなコロナの状況になるか分かりませんが、仮に、これからの話は仮定なんですけれども、県北に患者さんが出た、感染者が出た、そのときに、今までどおり全県の小学校、中学校、高校を休校していいものだろうか、そういったところも含めた形で検討をしなければ、恐らくこれはリースですから、ほかのそういう学校が休んでいるところにまたパソコンを持って行って、そこでレンタルをして、そこでまた家庭内で学習してくださいというような使い方をされるんだと思います。

ですから、そういったところも踏まえてしっかりと考えとかなないと、また全校休校になったら、もう子供たちの心も体も健康を害しますし、家庭もまた大変なことになるということで、ある程度のベースを考えておく必要があると思いますけれども、今どういった状況なんでしょうか。

○古閑教育長 高野委員も仮にというお話でございすけれども、我々も、あらゆることを想定しながら対応を進めていかなきゃならないというふうに思っています。

例えば、今回、北九州市の学校で感染が発生した例があります。北九州市の場合は、委員御指摘のように、全校を一斉休校はせずに、いわゆる患者が発生した小学校、中学校のみを休校にしています。

そういった事例も、今厚労省が入って、いわゆるクラスター等々の検討も、まあ原因とかいろんな分析もなされておられますので、そういった知見も伺いながら、今後県で発生した場合にどういう対応をすべきかというの

は、しっかり我々としても検討をして進めていきたいというふうに考えております。

○高野洋介委員 わかりました。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○本田雄三委員 高野委員に関連でございませぬけれども、主に4ページなんですけれども、このタブレットなりパソコンのソフトというのは、ほぼ同じものをインストールしてから使うようなイメージでよろしいのでしょうか。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございませぬ。

今ハード面ではなくてソフト部分をどうするかというような御指摘であったかと思いません。

基本的には、まず端末がありまして、それに対して基本ソフトを、一応今3つOSがございまして、例えば、ウインドウズであったりとか、あるいはグーグルクロームであったりとか、あるいはiPadOSと、そういった3種類の基本OSがあって、その中からどれが一番適切かというのを検討して導入をしていきたいと。

その中には、基本的に表計算機能であったりとか、あるいはワープロ機能であったりとかプレゼンテーション機能があると、そういった基本的なソフトに加えて、あと、あわせて今非常に市場では無料のソフトとかもかなり多く開発されているというような状況がございませぬ。それぞれ学科とか専門性を踏まえて、どういったソフトがより好ましいのか、そういったことをしっかり考えながら、ソフトの導入も併せて行っていきたいというふうに考えております。

○本田雄三委員 それに伴いまして、やはり

個人情報等も管理をする必要があろうかと思いませんけれども、ネットからそういう部分が漏れないようにするセキュリティーについても、これは、要望ですけれども、的確にしていただければなというふうに思っております。

あと1点、先ほどから、コロナ等でまた休業がもし発生した場合に、自宅等に持ち帰っても、やっぱり、言うならば通信を利用しながら学習をやるということでもありますけれども、これは、Zoomとかいうそういう機能を使ってやるということだろうと思うんですけれども、それは間違いないでしょうか、そこ辺り。

○井藤教育政策課長 今回、まず3月から5月にかけて休校措置を取ったときには、それぞれ各学校で工夫をして、Zoomを活用したりとか、あるいはこれまでであった校務支援のシステムとかそういったのを活用して、それぞれ家庭でのオンラインを支援するというような形を取っております。

今回、さらに第2波とか第3波が来るのに合わせまして、できる限りうちとしてはいち早く1人1台端末を導入したいということもありまして、それを活用して今度は生徒さんがそれを家庭に持って行って、家庭で学校とのやりとりをまた新たにできるような、そういった仕組みを至急整えていきたいということでございます。

今回、そのZoomを実際の第2波、第3波に使うかどうかというところは、まだ決定しているわけではないんですが、ただ、少なくとも全校全てに1人1台端末が整備されるわけではありませぬので、当然、準備が整っていないというところについては、これまでの第1波で対応したような工夫を各学校のほうでもしていただくということになるかと思っております。

○本田雄三委員 あと、各家庭に持ち帰ったときのネット環境が、Wi-Fiがあるところ、ないところ、それぞれあるかと思えます。そういう際に、何か貸し出してWi-Fiを使えるようにするのか、そこら辺りがちょっとまだ明確になっていないと思えますので、そこ辺りの手当ても含めてお願いをしたいと思えます。

ありがとうございました。

○橋口海平委員長 ほかにございませんでしょうか。

○西山宗孝委員 高野委員の今のお話にも関連するんですけれども、県立学校ということで、高校、県立中学校の対象というイメージがあるんですけれども、学校で各生徒にパソコンを貸し出すということで、今もありましたけれども、じゃあ家庭に持ち帰って休業中とか休校中の際に使えるという形の場合には、地域によっては、非常に地域の環境が、Wi-Fiもそうなんですけれども、未整備のところもあるんですよね。ましてや、地域の市町村立の小中学校、ここにおいては、学内では学内LANの整備等々については進めることはできるし、できているところもあると思うんですけれども、その地域エリアについてはまだ未整備なところもたくさん、環境整備ができてないんですよね。その辺りは県としてはどのように思われますか。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

確かに、今委員御指摘にありましたように、地域によっては、そういったWi-Fiの環境が整備されていないというようなところがございます。

1つ、県立学校について申し上げますと、第1波のときには、確かに家庭にWi-Fi環境がなくて、家庭と学校とのやりとりがなかなか

かできないというところではございました。そういうところには、DVDを貸し出すとか、あるいは学校にあるパソコンを使ってもらって、家庭から3密を避けるような形で学校に来てもらって、生徒が学校で授業を受けるというような対応を今回させていただいております。

確かに、家庭でのWi-Fi環境がどういう状況かによって、かなり学校間によっても格差が出てくるという可能性もありますので、ちょっと全庁的に家庭のWi-Fi環境があるのかどうか、その辺りの実態調査を今進めているところでございます。その状況によって、必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

○西山宗孝委員 県立学校という、この課題になっているんですけれども、今お話にあったのは、各市町村の小中学校、義務教育学校のことを踏まえてであろうと思うんですが、非常に地域、地区によっては物すごい差がありまして、じゃあ学校までは整備が整っていると、インフラが何とか、じゃあその地域はどうだということになりますと、子供たちがうちに帰っているいろいろそういったことで障害が出たりとか、あるいは加えますと、先ほどの親学の話ではないんですけれども、じゃあその子供たちの親がどの程度そういったことについて理解していたり、学校からの遠隔の学習で対応できていくのかということも、高校生ぐらいになればいいんですが、小中の場合はまだまだというところもあるので、その辺りを県として——県下全域のことについて非常に危惧していますし、現状も把握された上で対応を考えていただければと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○井藤教育政策課長 確かに、家庭の環境については、いろいろ格差もあるというような状況もあります。

一応、我々としても、まず整備すべきは学校の校内LANの整備をきちんとやっておくこと、それから1人1台端末を一日でも早く実現させていくことということで、それについて、各市町村の状況も当然把握をさせていただいておりますし、当然、各市町村においても、それぞれの学校で環境が整備されているところ、されていないところありますので、そこは、市町村教育委員会のほうともしっかりと連携を取りながら、必要な対策を取っていききたいというふうに考えております。

○西山宗孝委員 学校内のLANの整備については、もう既に2月補正で計上されておりましたし、これは、見込みですけれども、どれぐらいの期間、時期で整備を進めていけますか。

○井藤教育政策課長 小学校、中学校、それから県立高校もそうなのですが、校内LANについては、一応今年度中、令和2年度中に整備を完了することを目標に今準備を進めているところでございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

引き続き、先ほど高野委員からもお話ありましたけれども、今年度中にLANの整備についてはやるという、この間にいろんな課題もあろうかと思っておりますので、いざスタートのときにあれじゃこれじゃということがないような、そういったことについても十分留意していただきたいと思っております。

終わります。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○坂梨剛昭委員 説明ありがとうございます。坂梨でございます。

すみません、担当課がちょっと分からないんですけども、28ページから32ページとい

うことで、平成25年度くまもと家庭教育支援条例関係、こういった形で実施をされ、令和元年度における様々な実績が出ているかと思っております。

そういった中で、29ページの今後こういった不安になる家庭の方、またひとり親の方とかは、特にそういったコロナウイルス対策に対して不安な方がおられるかと思っておりますが、情報誌または広報物配付等により積極的に工夫する必要があるということなんですけど、どのような形で考えて発信をしていこうと思われているのかをお聞きしたいと思います。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

ただいま委員御指摘のとおり、こういう状況下ですので、なかなか情報を家庭に伝えることが難しいということも事実でございます。

そこで、まず、私どもが本年度やろうとしていることが2つございまして、まず1点目は、親の学び講座を、届ける家庭教育支援として、何とかやりたいということで、先週でしたけれども、親の学び講座の動画を収録しまして、近々配信予定です。

なかなか集まって親の学び講座を実施するというのが難しい状況下でございますけれども、そういった動画をネット上で配信して、それを活用していただくということが1点です。

ただ、動画配信ですと、一方通行になりますので、なかなかそこを見るだけという、本来親の学び講座が参加型ですので、そういった双方向のやりとりをできないかということで今計画を進めているのが、Zoomを使った親の学び講座ができないかということで、まずは保育園をターゲットにといいましょうか、お願いをして、今計画中でございます。

そういったことをやりながら、親の学び、真に必要な家庭教育支援を届けるための方策

として、そういったことを考えております。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 このような状況というのは、全国、また、世界も初めての状況だと思います。特に、新入生の親になった方というのも、初めての状況に置かれているかと思えます。様々な面で不安な状況、また、子供たちとともに独り親の方とかは、特にそのような状況下に置かれるかとも思えます。

学校の先生たちも、積極的にそういった、各家庭内の事情は違うにしても、そこら辺にいろいろと、家庭訪問も含めた中で、そういった方々を救出できるような形をぜひ今後取っていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望です。

○須恵社会教育課長 確かに、独り親の御家庭あるいは初めてお子さんを学校に出す御家庭、非常に心配だと思っておりますが、今保護者の困り感ということで、保護者の皆様方から困っているという心配事等をQ&A形式にしまして、県のホームページ、県教育委員会のホームページ、さらには熊本県PTA連合会のホームページ等で配信をしております。こういったところを見ていただいて、困り感を少しでも解消できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

これまで、3月4日と4月20日、5月15日、3回配信をいたしております。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 7ページ、義務教育課にお尋ねをいたします。

英語教育の改革推進事業ということで、公開授業とか担当教員への訪問指導とかが挙が

っていますけれども、これは、英語に限らず、公開授業ってよく学校ではあるわけですが、これも、私も何度もそういう機会がありますけれども、結構密ですよ、先生たちがたくさん集まるので。

従来どおりのやり方がやっぱりできないのではないかと思います。こういったときには、まさにオンラインでの公開授業みたいな発想になってくると思いますが、こういった予算の中にはそういうものも織り込み済みというふうに理解しているのかどうか。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

ただいまここに盛り込んでいるものは、そのオンラインのための予算というものは盛り込んでいないところでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、今年度は、特に新型コロナウイルス感染の影響等ございすし、あとは、この公開授業につきましては、個々の当該校の学習の進捗の状況等いろいろな面がありますので、今後いろいろな検討をして、中止ですとか延期ですとか規模縮小またはやり方については、ちょっと検討させていただければと思っております。

○溝口幸治委員 英語教育の重要性はますます高まってきておりますし、義務教育課の中にも新たに英語担当というか、置かれたというふうに聞いていますので、しっかり対応してほしいと思っておりますけれども、英語に限らず、オンラインの公開というものは、恐らく考えていくべきだと思いますので、そこは、引き続き検討をお願いいたします。

それから、続けて、家庭教育支援条例の報告をいただきました。

今回、長期休校ということで、それぞれの家庭の教育力というものが、恐らく数年後には、学力とかその子供の育ちとか、そういったものに大きく影響するのではないかという

ふうに思っています。

せっかく家庭教育支援条例をつくって、子供の健やかな成長を実感できる熊本をつくるということを目的としてつくったわけですので、やっぱり家庭教育って大事ですよということを多くの保護者の皆さん方に情報発信していくためには、今回の休校中の家庭での過ごし方、こういったものをしっかり情報収集して、分析して、やっぱり家庭教育が大事なんですよというような情報発信をする必要があると思いますので、そういったところを情報収集して発信することをぜひ検討いただきたいというふうに思います。

この教育についての責任は、第一義的には親にあるわけでありまして、親及び保護者がまずしっかりする、その上で、地域や行政機関がしっかりそこをサポートしていくというのが教育基本法にもしっかり明記をしてありますし、くまもと家庭教育支援条例の中にもそのことが書いてありますので、そういった意味では、しっかり親の皆さん方——実は私たちもまだ現役の親なんですけれども、そういったしっかり認識をしていただいて、その上で、家庭や地域が協力していくという体制をいま一度PRする大きなチャンスだと思いますので、その辺りをしっかりお願いしたいというふうに思います。

○須恵社会教育課長 ありがとうございます。

今御指摘のとおり、3か月間という長い間の休校という期間は、非常に各家庭での教育力といいましょうか、子供たちの過ごし方というのは、非常に差が出てきているだろうというふうに思われます。

実は、学校安全・安心推進課のほうで調査の今真っ最中でありまして、28年度の地震のときからずっと心と体のケアについて、心と体の振り返りシートというのを取っております。本年度は、それに加えて、心と体の振

り返しシート調査Ⅱということで、裏面に、A4の1枚なんですけど、新型コロナウイルス感染症関係ということで、調査を小中高校生対象に取っております。

今まさに真っ最中なんですけど、こういうコロナ感染症に関連して、心配とか不安なことはありませんかとか困り感はありませんかとか、そういったところを多岐にわたって聞いてありますので、そこで必要な場合は、既にスクールカウンセラーの指導、助言があつていたりとかいうふうに伺っているところでございます。こういった情報をしっかりと把握した上で、また家庭教育支援のほうにも当たってまいりたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで約5分間休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時10分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、警察本部幹部職員の自己紹介をお願いし、その後、議案の審査を行います。

まず、警察本部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、本日出席の課長以上について、自席からお願いします。また、その他の幹部職員については、お手元にお配りしております資料の中の幹部職員名簿により紹介に代えたいと思います。

それでは、小山本部長から順にお願いします。

（本部長、警務部長～交通規制課長の順に自己紹介）

○橋口海平委員長 1年間、このメンバーで

審議を行いますので、よろしくお願いいたします。
ます。

それでは、付託議案の審査に入りますが、
質疑については、執行部の説明を求めた後
に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め
るために、着座のまま簡潔にお願いいたしま
す。

初めに、小山警察本部長から総括説明を行
い、続いて、担当課長から資料に従い順次説
明をお願いいたします。

小山本部長。

○小山本部長 委員の皆様方におかれまして
は、平素から警察行政の各般にわたり御支
援、御協力をいただいているところであり、
この場をお借りし、心からお礼を申し上げま
す。

県下の治安情勢につきましては、本年に入り
まして、刑法犯認知件数及び交通事故死傷
者数が共に前年比で減少傾向にあるなど、治
安対策の成果が見られる反面、DV、ストー
カー等の人身安全関連事案が増加し、また、
電話で「お金」詐欺事案も相次ぐなど、治安
上の課題も見られるところであります。

県警察としましては、引き続き、治安を担
う職員に対する新型コロナウイルスの感染防
止対策をはじめ、社会情勢や治安上の課題に
即応しながら、関係機関、団体や県民と一体
となって各種取組を推進することで、安全で
安心して暮らせる熊本の実現に努めてまいり
ます。

それでは、今回、県警察から提案しており
ます5件の議案等につきまして、概要を御説
明いたします。

まず、予算関係でございます。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算(第
4号)につきましては、肉づけ予算の一部と
して、交通安全施設費等で総額4億6,800万
円余の増額補正をお願いするものでござい

ます。

報告第1号、令和元年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告については、警察
施設維持管理費等のうち、計画、設計の諸条
件の変更等により年度内の支払いが困難とな
ったため、繰り越したものを報告するもの
でございます。

次に、条例関係でございます。

議案第15号、熊本県警察の職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を改正する条例の制
定については、手当の支給対象となる感染症
に新型コロナウイルス感染症を追加するもの
でございます。

議案第18号、工事請負契約の締結について
は、運転免許センター等の空調設備改修に係
る工事請負契約の締結でございます。

最後に、報告第12号は、専決処分させてい
ただきました5件の交通事故の和解及び損害
賠償額の決定についての報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から
説明させますので、御審議のほどよろしくお
願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明
をお願いします。

○原田会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察
本部の説明資料で説明いたします。

6月補正予算につきましては、新型コロナ
ウイルス感染症の拡大に伴い、その対応を最
優先する編成方針となりましたことから、知
事選を踏まえ、肉づけ予算での対応を予定し
ていた事業を精査し、6月補正で対応しなけ
ればならない事業のみをお願いしております。

それでは、資料の1ページをお願いしま
す。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算(第
4号)について説明いたします。

警察活動費で4億6,837万8,000円の増額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

1の生活安全警察運営費では、防犯団体等の育成、支援に要する経費として、公益社団法人熊本県防犯協会連合会への補助金117万7,000円、2の交通安全施設費では、予算要求額の中で肉づけ送りとされた経費のうち、早期に発注する必要がある信号機の新設、改良等、交通安全施設の整備に要する経費4億6,720万1,000円をお願いしております。

補正後の警察費総額は、397億3,726万円となります。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

報告第1号、令和元年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

警察管理費で総額3,633万円余を翌年度へ繰り越しております。

1段目の警察施設維持管理費の翌年度繰越額は、1,751万円でございますが、これは、警察棟を含む県庁舎の空調機及び給排水ポンプ更新に伴う設計委託と空調設備のうち加湿装置の故障による更新工事に係るものです。

次に、2段目の警察施設整備費(単独事業)の翌年度繰越額は、261万円余でございますが、これは、八代警察署の空調設備更新に伴う設計委託にかかわるものでございます。

次に、3段目の上天草警察署整備事業費の翌年度繰越額は、1,620万円余でございますが、これは、上天草警察署の拡張用地として取得した土地の移転補償に関わるものでございます。

これら事業の繰越理由は、更新工事に関する工法の選択など計画、設計に関する諸条件の変更と地権者に生じた諸問題により、年度内の完了が困難となったためでございます。

八代警察署の事業は、5月末に完了しておりまして、残る2か所は、本年12月末までの

完了を予定しております。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱田警務課長 警務課でございます。

それでは、お配りの資料の4ページを御覧ください。

議案第15号、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例案の概要については、資料5ページに記載しております。

これは、感染症に係る特殊作業手当について、新型コロナウイルス感染症を支給対象感染症として追加するものでございます。

対象となる特殊作業手当については、資料6ページの新旧対照表を御覧ください。

表中の第9号作業、感染症被留置者看守作業、第10号作業、感染症被留置者護送作業、次のページの第13号作業、感染症死体処理作業の3つの業務について、新型コロナウイルス感染症を支給対象として追加するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田会計課長 会計課でございます。

資料の8ページをお願いします。

議案第18号、工事請負契約の締結についてでございます。

概要につきまして、9ページの資料で説明いたします。

工事名は、免許センター空調設備改修その他工事でございます。

工事の概要は、運転免許センター等の空調設備改修を行うものであります。

入札は、条件付一般競争入札で行い、入札参加資格は、熊本県内に主たる営業所を有し、熊本県が定める管工事の格付がA等級の業者2者による共同企業体としております。

5の開札結果でございます。

共同企業体9者の入札がありました。本入札では、あらかじめ定めた低入札価格調査基準価格を下回った入札がありましたので、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能かどうか調査した上で落札者を決定しております。

契約の相手方は、肥後・旭建設工事共同企業体で、契約金額は、3億9,765万円でございます。

工事の完成は、令和3年5月末を予定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○林首席監察官 監察課でございます。

報告第12号の専決処分について御報告をさせていただきます。

資料は、10ページ、11ページを御覧ください。

令和元年11月から令和2年1月までに発生した本県警察職員が運転する公用車による5件の交通事故に関し、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立しましたので御報告いたします。

事故の概要につきましては、12ページの資料のとおりでございます。

5件の交通事故のうち、番号1及び2の事故に関しましては、いずれも県の過失が10割の事故であり、県側から資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立し、他の3件につきましては、県側の過失が小さく、県側からの賠償はなく和解が成立したものでございます。

なお、賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払っているところでございます。

損害賠償が発生しました2件の交通事故に関しましては、運転者または同乗者の不注意による事故でございます。職員への指導を

さらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をお願いいたします。

それでは、警察本部に関わる質疑はありませんか。

○松野明美委員 1ページに交通安全施設費が出ておりますが、信号機を新しく設置されたということなんですが、今の信号機を見て、私自身は視力はいいほうなんですが、最近ちょっと老眼が入りまして、少し一回りか二回りやや小さくなっていますね。ちょっと見えにくいというイメージがあったんですけども、その辺りちょっと、あの信号機のほうがいいんですね。昔のちょっと大きめのはっきりした色が出ている信号機よりも、今の新しい信号機のほうがいいんでしょう。ちょっとそこだけ聞かせていただきたいと思っております。

○寺本交通規制課長 交通規制課です。

信号機については、今2,800基ほどあるんですけども、それを今LED化、これに換えております。今そのLED化、全部で1,800基ほどあるんですけども、2,800基中1,800基をLED化という形で、今ずっと推進しているところであります。

○松野明美委員 わかりました。

青なのか赤なのかちょっと見えにくいなど

というのが、すみません、あったものですか
ら、ちょっと質問させていただきました。

すみません、もう1つちょっと気になるこ
とがありまして、いいでしょうか。

○橋口海平委員長 はい。

○松野明美委員 7ページの検視に関する業
務で、1体につき3,490円というのはどのよ
うに出ているのでしょうか、この金額が。お
聞きします。

○濱田警務課長 警務課でございます。

1体につき3,490円というのは、現在、全
国で、この条例というか、コロナウイルス感
染症の特殊勤務手当で手当しているのが、熊
本県を含めて7県ございます。そういうところ
と合わせたような額になっております。
3,490円という。

○橋口海平委員長 お分かりでしょうか。

○松野明美委員 ちょっと分かりにくかった
です。すみません。

○濱田警務課長 額の根拠ということなんで
しょうか、委員の御質問は。

○松野明美委員 3,490円は、どのようにし
て3,490円になったのかなと思ひまして……
〔国の条例〕と呼ぶ者あり）国の条例です
ね。

○濱田警務課長 国の条例というよりも、よ
その県と横並びというふうな形で御理解いた
だければと思います。

○松野明美委員 分かりました。

○橋口海平委員長 ほかにございせんか。

○本田雄三委員 これは、免許センターと高
森署だったでしょうか。空調関係の工事があ
ろうかと思ひますけれども、この感染症がこ
ういうふうになっている状況の中で、通常の
空調機であれば、室内の空気を循環させて冷
やすということで、全然換気をしない仕組み
に今はなっているかと思ひます。

できれば、新たにつけるところについ
ては、そういう部分を加味したところの空調機
でないと、今後あまり、窓を一回一回開けな
いと換気をしないというのがありますので、
そうすると、せっかく冷えた空気を出してま
た冷やすということになっていきますと、
私、元九電だったものですから、契約電力が
がんがん上がりますよね。デマンドというの
がありまして、せっかく一定になったのに、
また暖かい空気を入れたら、また強く冷やそ
うとしますので、その電力量よりもこの圧の
ほうが上がるわけですね。ですから、契約電
力ががんがん上がっていく可能性があります
ので、そこら辺りも加味しながらこの空調機
というのは今後検討されていったほうがよく
はないかなと思ひますので、そういうところ
の御認識があられるかをちょっとお尋ねをし
たいと思ひまして。よろしくお願ひいたしま
す。

○原田会計課長 会計課でございます。

ここの県庁舎の空調につきましては、委員
が言われるように、換気ができる空調になっ
ております。

御指摘の免許センターの工事関係につきま
しては、そこの部分についてはちょっと確認
をいたしまして、言われるとおり、換気がで
きる空調にするかどうかは検討したいと考
えております。

○本田雄三委員 ぜひ御検討をお願いいたし
ます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えのため、ここで数分間休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時31分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第13号から第15号まで、第18号及び第21号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、本日は出席職員を限定しているため、委員会の場で回答できない場合は、後日、文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協

力をお願いいたします。

委員の皆様から何かありませんか。

○松野明美委員 これはお願いなんです。ぜひ学校現場でお願いしたいことなんですけれども、これからの時期、特に子供の水難事故がやっぱり毎年毎年起こってしまっていて、今年もちょっと先日ありましたし、昨年では、プールの遊具、多分これは教育委員会だけではなくてほかの委員会にもちょっとまたがっているところかなと思うんですが、やはりコロナの影響で、屋内ではなくて屋外の——3密を避けようということで、キャンプ場に行ったりとか、これから夏休み、短期でしょうけれども、ある上で、そういうところで、何というんですか、プールの授業も、休校が長引きまして、取りやめの市町村もあるということなんです。しっかりと水の怖さというのを子供たちに教えていただければなと思います。当然、授業の日数も確保しなければならぬと思うんですが、やはり子供たちの命が一番だと思いますので、ぜひお願いをしたい。

川の事故というのが、やっぱり半分以上が死亡事故につながるということなんです。今年はまだ夏が猛暑ということも聞いておりますので、ぜひ学校現場で子供たちにしっかりとお願いをしたいというふうに思っております。

○橋口海平委員長 要望ということでよろしいでしょうか。

○松野明美委員 要望でお願いします。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○松野明美委員 すみません、もう1点。

これまで、あおり運転でいろいろと報道があったんですけれども、高齢者の運転の事故

というのは、今ちょっとどれぐらいなんでしょう。多発しているのか、減っていますよというのか。というのは、よく私、道を走るんですけれども、一旦停止をしない高齢者の方が非常に最近また多いなと思ひまして、ちょっと気になっているところなんです。お願いします。

○平良交通部長 交通部です。

ちょっと具体的な数値等については、データをお持ちしておりませんのでお示しできませんが、免許人口に占める高齢者の免許保有者の率というのはかなり高くなっております。その分、高齢者運転の事故も若干増えているという状況にはあろうかと思ひます。

ただ、最近、いろんな問題化されております、先ほど委員御指摘の妨害運転、あおり運転は別にいたしまして、例えばブレーキ、アクセルの踏み間違いの事故等も現に発生をしております。いろんな意味で、そういったサポートカーの試乗会等も開催しておりますし、そういったことのあっせん、さらには総合的な安全教育、現に高齢者講習のときには、その辺の指導もやっております。

今後、そういった観点から、高齢者の運転に起因する交通事故の抑止を図っていくべく、いろんな手だてを講じているところでございます。

○松野明美委員 よく高齢者マークがあるんですけども、それをつけてない車も多いみたいで、ぱっと見たら非常におじいちゃんですけど、マークがついてないんですね。これは、国で決まっているマークなんでしょうけれども、熊本県警は非常にアイデアがあるというのも他県からよく聞きますので、何かパトカーみたいにくるくる回ったりとか、そういうようなものはやっぱりなかなかできないんでしょうね。あれは高齢者だといって、走っていると注意しないといけないとか、そう

いうのがあったらいいなと思ひます。走っていると、あと5センチぐらいで足踏まれるというようなこともちょっと何度かあったものですから。そういうようなアイデアはなかなか難しいんでしょうかね、実行するには。

○平良交通部長 交通部です。

委員御指摘の高齢者マークについては、法律上規定がありまして、ただ、これは努力規定、これを装着していなかったからということで罰則はございません。ただ、努力ですから、もちろんしなくていいというわけじゃございません。

そのほか、それに代わるいろんな装着、例えば、今おっしゃった上部にランプ灯、これにつきましては、道路運送法の保安基準等がございまして、思いつきで何らかの装置を装着する、あるいはそういったサイレン等を何か吹鳴するですとかランプをどこかにつけるといったことには、いろんな制約があろうかと思ひます。

以上です。

○松野明美委員 多分それを実行したら緊急車両とかと間違われて大変な目に遭うのかなと思ひて、今反省しているところなんですけど、できるだけ——高齢者の運転とかは忘れがちなんですけれども、よろしくをお願いします。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 教育委員会にですけれども、高校総体が一旦なくなったり、中体連がなくなったりということで、子供たちにも非常に落胆が広がっているところですが、まあ復活して代替大会とかもあるようですけれども、できるだけ中学生、高校生の最後の晴れの舞台というか、そういった場所をぜひつくりたいと思ひますが、教育長から

は、できるだけ前向きにやるようにということで、それぞれの団体にもお願いされているというふうに聞いていますが、ぜひ——もちろん、学校は勉強が大事ですけども、自分を振り返っても、最後の大会というのは勉強以上にいろんな思い出もあるところですから、ぜひやってほしいと思いますし、必要な予算が仮にあるとすれば、まさに専決でもいいので、子供たちの最後の舞台ですから、思い切ってその最後の舞台づくりをお願いしておきたいというふうに思います。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

全国大会等あるいは県大会も含めてでございますけれども、大会が中止になったのが、高野連、高体連、中体連、それぞれ県大会、全国大会が中止になっております。

国のほうの通知を受けまして、県教育委員会からも、関係学校、団体のほうに、特に最終学年、3年生の活躍の場の創出ということで依頼をしまして、各学校体育団体のほうでその活躍の場の検討をして、今代替大会の計画が進んでいるところでございます。高野連にしましても、高体連にしましても——中体連につきましては、今現在、各郡市の大会で計画をするといったところで進捗がございません。

委員御指摘の予算でございますけれども、国のほうから、今週通知が届きまして、文部科学大臣表彰でありましたり、あるいはスポーツ庁長官、加えまして、この事業補助のほうも通知がございましたので、内容等しっかり検討しまして、この事業辺りを最大限活用した形で支援ができればというふうに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○溝口幸治委員 よろしく申し上げます。

○高野洋介委員 関連でいいですか。

○橋口海平委員長 はい。

○高野洋介委員 答弁要りませんので——要望なんですけれども、関連して、県の施設なんかを使うときに、優先して使うような形の優遇措置とかもしてください。聞いたところによると、8月末までは使えないとか、この日は駄目とかという制限が何かかかっているみたいなので、そういった大会に関しては、特例で認めるというような形の配慮のほうもよろしくお願いいたします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 教育委員会のほうに聞きたいんですけども、今各学校に心肺措置のAEDは、多分1校に1台ずつあるかと思います。聞いたところによると、できるだけ早く措置をしなければいけないというところで、1台では学校の規模によっては足りないというところで、学校によっては、PTAの予算からそのAEDを購入だったり、リースだったりとかしているところもあるというふうに聞いています。

小さい学校だと、その1台で十分に可能かと思いますが、先ほど松野委員からも言われたように、プール関係があるときは、AEDを近くに置いとかなきゃいけないという状況にもなるかとも思いますし、大きい学校になると2台、3台と、その適正数というのがちょっとあるかと思います。今の状況というのをちょっと教えてもらえないでしょうか。AEDの設置状況です。

○牛田県立学校教育局長 県立学校教育局長でございます。

ちょっと今担当課長が今日は席を外してお

りまして、正確な数字は、今私の手元にござ
いませので、そこについては、また改めて
御説明したいと思っておりますけれども、高等学校
では、関係団体等の支援もいただきながら、
おおむね2台各学校にはあると。ただ、委員
からございましたように、学校の規模によっ
ては、非常に学校も広がったり、別に実習施
設があったりしますので、その辺の適正な配
置については、これからもしっかりと検討し
ていきたいというふうに思っております。

現在の配置の正確な数については、改めて
御報告させていただきたいと思っております。

○坂梨剛昭委員 よろしく申し上げます。あ
りがとうございました。

○西山宗孝委員 夏休みが、今小中学校でも
発表あったところで、熊本市はじめ、それぞ
れの地域、地区、学校で日数も違っていると
思いますが、この間の子供たちの学力を含め
た教育の内容の差が、結果が夏休みに反映さ
れているところもあるというふうに聞してい
るんですけれども、今すぐ把握はされてない
と思うんですが、先ほどのICTの関係も含
めて、学校間の格差がどういった形で表れる
のかどうかも含めて、今後注視していただ
ければと思っています。要望で。

○橋口海平委員長 ほかにございませつか。

○平良交通部長 1点補足をさせていただきます。

先ほど松野委員からLED信号機の関係で
質疑ございましたけれども、これは、実際、
通常の信号機よりも軽量で負担も軽く、ま
た、安価であるということで、予算的な効率
執行の面からもですし、加えて申しますな
らば、従来の信号機は、これは、疑似点灯、特
に西日が直接当たる場合に、どの色が点灯
しているか分かりづらいというところからの事

故防止の観点からLED化しているという側
面もございます。したがって、そのよう
な事情をお察しいただいて、御理解いただ
ければと思います。

以上でございます。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○原田会計課長 会計課でございます。

先ほど本田委員から指摘がございました免
許センターの空調関係でございますが、確認
しましたところ、現状で換気をしながら空調
ができるシステムがついておりますので、そ
れで更新をしたいと考えております。

以上でございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませつか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の
議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておしま
す。

参考として、お手元に写しを配付してお
ります。

それでは、これをもちまして第3回教育警
察常任委員会を閉会いたします。

午前11時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長